<令和7年4月1日開所> 尾張旭市小規模保育事業者 募集要項



目次

1		実施目的	1
2		事業者の選定方法	1
3		事業の概要	1
4		参加資格要件	1
5		保育事業の概要	2
6		施設に関する条件	2
7		選定日程	3
8		提出書類	3
9		質疑応答等	3
1	0) 参加表明等	4
1	1	事業計画	4
1	2	? 辞退	5
1	3	審查方法	6
1	4	- 留意事項	6
1	5	連絡先	7

1 実施目的

尾張旭市(以下「市」という。)では、増加する保育需要に対応し、安心して子育てができる環境を計画的に整備するため、小規模保育事業の設置運営事業者の募集を行う。 本プロポーザルは、市が募集する小規模保育事業について、設置、運営する意思のあ

本プロポーザルは、市が募集する小規模保育事業について、設置、運営する意思のある事業者に対し、公募型プロポーザルにより審査を行い、最も適格と判断される事業者を選定するために行う。

2 事業者の選定方法

市が公募による事業者から提出された申請書の書類審査及びプレゼンテーション審査 により、最も優れた提案を行ったと認められる事業者を選定する。

3 事業の概要

(1) 募集する施設類型と施設数 尾張旭市家庭的保育事業等の設置及び運営に関する基準を定める条例(平成26年 条例第21号)(以下「条例」という。)に規定する小規模保育事業A型 1施設

- (2) 募集地域 尾張旭市内
- (3) 開所予定日 令和7年4月1日

4 参加資格要件

- (1) 社会福祉事業に熱意と見識を有し、事業の運営を適切に行う能力を有する事業者であること。
- (2) 本市の保育行政を十分に理解し、積極的に協力できること。
- (3) 地域住民等への説明を事業者の責任において実施すること。
- (4) 条例、本要項その他関連法令等に従い、行政機関や関係者と連携協力して適切な運営ができること。
- (5) 児童福祉法(昭和22年法律第164号)第35条第5項第4号に該当しないこと。
- (6) 直近3か年において国税、都道府県税及び市町村税を滞納していないこと。
- (7) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない 者であること。
- (8) 会社更生法(平成14年法律第154号)第17条の規定に基づく更生手続開始の申し立てがなされていない者又は民事再生法(平成11年法律第225号)第21条に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者であること。
- (9) 「尾張旭市が行う事務及び事業から暴力団排除に関する合意書」(平成23年9月27日付けで尾張旭市長、尾張旭市教育委員会教育長及び愛知県守山警察署長が締結) に基づく排除措置を受けていない者であること。
- (10) 所有する資産に対し、債務不履行による仮差押命令、差押命令、保全差押又は競売手続の開始決定がなされていない者であること。

(11) 小規模保育事業者の認可を請負とみなした場合に、地方自治法(昭和22年法律第67号)第92条の2、第142条(同条を準用する場合を含む。)又は第180条の5第6項の規定に該当しない者であること。

5 保育事業の概要

保育事業は、条例や関係法令等のほか、次表の内容に従い実施すること。

項目		内容
定員	最大19人	
定員構成	0歳(生後6か月以上)か	ら2歳児とし、0歳児≦1歳児≦2歳児の定員
	構成とする。	
開所日	日曜日、国民の祝日に関す	る法律(昭和23年法律第178号)に規定す
	る休日、1月2日、1月3	日及び12月29日から12月31日までを除
	く日	
保育時間 (通常)	標準:午前7時30分から	午後6時30分まで
	短時間:午前8時から午後	4時まで
職員配置基準	0歳児	3:1
	1、2歳児	5:1
給食	園児の健康状態やアレルギ	一食への特別な配慮(除去食、代替食)を行う
	こと。	
延長保育	平日午後6時30分から午	後7時まで実施
連携施設	保育内容の支援(集団保育	、代替保育等)及び3歳以降の受入れを担う連
	携施設を確保するよう努め	ること。
非常災害時の対応	休園等の判断は市立保育園	の対応に準ずる。

6 施設に関する条件

- (1) 小規模保育事業は、事業者が所有又は賃借する建物において実施すること。
- (2) 以下の施設を設けること。

乳児室・ほふく室	0歳児又は1歳児1人につき3.3㎡以上を確保すること。
保育室・遊戯室	2歳児1人につき1.98mg以上を確保すること。
屋外遊戲室	2歳児1人につき3.3㎡以上を確保すること。又はそれに代わる公
	園が近隣にあること。
調理設備	衛生的な調理設備を有し、保育室等と区画すること。
便所	衛生的な便所を有し、保育室等と区画すること。

- (3) 児童の保健衛生上必要な採光及び換気等に十分に配慮された建物であること。
- (4) 消火器等の消化用具、非常口その他非常災害に必要な設備を設けること。
- (5) 大型家具等に転倒防止措置を講じる等、乳幼児の安全確保が配慮されていること。
- (6) 保護者による送迎を考慮し、駐車場等の確保を行うこと。
- (7) 施設・設備の管理に当たり、消防法(昭和23年法律第186号)、建築基準法(昭和25年法律第201号)、児童福祉法等の関連法令及び条例を遵守すること。

7 選定日程

項目	日程
公募開始	令和6年6月3日(月)
質問受付期間	令和6年6月3日(月)から
	令和6年6月14日(金)まで
質問回答期日	令和6年6月25日(火)
参加表明書等提出期限	令和6年7月5日(金)
書類の提出期限	令和6年7月31日(水)
プレゼンテーション審査	令和6年8月上旬から9月中旬
審査結果通知	令和6年10月中旬
認可等手続き、利用調整	令和6年10月から令和7年3月
事業開始	令和7年4月1日(火)

8 提出書類

- (1) 参加表明書(様式1)
- (2) 質問書(様式2)
- (3) 尾張旭市小規模保育事業者公募申請書(様式3)
- (4) 誓約書(様式4)
- (5) 法人定款(法人の場合)
- (6) 法人登記簿謄本 (履歴事項全部証明書) (法人の場合)
 - ※ 申請日から3か月以内に発行されたもの
- (7) 納税証明書
 - ※ 直近3年間の国税、都道府県税及び市町村税
- (8) 小規模保育事業に関する事業計画書(様式5)
- (9) 施設の概要が分かるもの

改修計画を含めた図面、間取りのほか、送迎用駐車場や周辺の状況が分かる写真等。 賃貸借契約の場合は契約内容(予定)が分かるものを添付すること。

- 10 資金計画書(借入金がある場合は、借入金返済計画書等)(様式6)
- (11) 収支計画書(開設後から3年間分)(様式7)
- (12) 直近3年間の決算書類
- (13) 直近の行政指導監査結果及び改善報告の写し

9 質疑応答等

(1) 質問の提出方法

質問事項を質問書(様式2)に記入し、こども子育て部保育課に令和6年6月14日(金)午後5時までに電子メールにより提出すること。

- ※ 提出期限以降に提出された質問、規定する様式や方法によらない質問は、一切受け付けない。
- (2) 質問に対する回答

市がすべての質問について質問者名を無記載として取りまとめ、令和6年6月25日(火)までに市ホームページにて回答を公表する。

ただし、質問内容により事業者選定に公平性を保てない場合は、回答しないことがある。また、質問に対する回答は、募集要項等の追加又は修正とみなす。

10 参加表明等

参加者は、参加表明書類を次の要領で提出すること。

- (1) 提出書類
 - ア 参加表明書(様式1):原本1部
 - イ 誓約書(様式4):原本1部
 - ウ 法人定款:原本1部(法人の場合)
 - エ 法人登記簿謄本 (履歴事項全部証明書):原本1部(法人の場合)
 - 才 納税証明書:原本1部
- (2) 提出書類に関する留意事項 本事業者募集は、4に定める参加資格要件を有する者に限る。
- (3) 提出先 尾張旭市役所こども子育て部保育課
- (4) 提出方法

持参、郵送又は電子メール

- ※ 郵送の場合、配達日時及び配達されたことを証明できる方法とすること。
- (5) 提出期限

令和6年7月5日(金)午後5時(必着)

- ※ 提出期限以降に提出された書類は、一切受け付けない。
- (6) 参加資格の確認

提出書類に基づき、4に定める参加資格要件の確認を行い、提出者に参加資格がないと認めた場合は、その旨を通知する。

11 事業計画

事業計画については、事業計画等の書類を次の要領で提出すること。

- (1) 提出書類
 - ア 尾張旭市小規模保育事業者公募申請書(様式3)
 - イ 小規模保育事業に関する事業計画書(様式5)
 - ウ 施設の概要が分かるもの
 - エ 資金計画書(借入金がある場合は、借入金返済計画書等)(様式6)
 - オ 収支計画書 (開設後から3年間分) (様式7)
 - カ 直近3年間の決算書類
 - キ 直近の行政指導監査結果及び改善報告の写し
- (2) 提出書類に関する留意事項

ア 小規模保育事業に関する事業計画書には、次の(ア)から(オ)に記載する事項について

記述してください。

- (ア) 保育についての考え方
 - a 施設の運営方針
 - b 少人数の乳幼児保育に対する考え方
 - c 食事(昼食・おやつ)の提供方法
 - ※ 自園調理であるか外部搬入であるかを含めて記述すること。
 - d 保護者との連絡及び連携に関する考え方
 - e 保護者に対する子育て支援の考え方
 - f 連携施設について
- (4) 安全対策
 - a 安全対策に関する考え方
 - b 衛生に対する考え方
 - c 感染症対策等に対する考え方
 - d 委嘱(予定)医療機関の所在・名称
- (ウ) 職員
 - a 配置職員確保の方法
 - b 職員育成の方針
- (五) 独自提案
- (オ) その他の取組
 - a 業務上必要な情報管理の考え方
 - b 地域への事前説明・周知についての考え方
- イ 提出書類は、原本1部、写し5部を提出すること。
- ウ 提出書類は、原則A4判とし、図面はA3判とする。ただし、官公署発行書類、 既存のパンフレット等はこの限りではない。
- エ 文字の大きさは、原則として11ポイント以上とすること。
- オ 提出書類は、紙ファイル等による2穴綴じ又はクリップ止めとすること。
- (3) 提出先

尾張旭市役所こども子育て部保育課

(4) 提出方法

持参又は郵送

- ※ 郵送の場合、配達日時及び配達されたことを証明できる方法とすること。
- (5) 提出期限

令和6年7月31日(水)午後5時(必着)

※ 提出期限以降に提出された書類は、一切受け付けない。

12 辞退

参加表明書提出後、やむを得ず参加を辞退する場合は、事前に電話連絡の上、辞退届 (様式8)を担当課窓口に持参又は郵送すること。なお市は、辞退したことをもってい かなる不利益な取扱いもしない。

13 審査方法

- (1) 審査委員により書類審査及びプレゼンテーション審査を行い、審査基準に基づき審査採点し、合計評価点が最も高い参加者を選定する。なお、合計評価点が同点の場合は、より高い評価を得た項目の多い者を上位者とし、当該項目が同点の場合には、審査委員間における合議の上、総合順位を決定するものとする。ただし、提案内容によって、市は設置運営事業者なしと決定する場合がある。
- (2) プレゼンテーション審査
 - ア 開催日時 令和6年8月上旬から9月中旬
 - ※ 対象者に開催時間や開催場所等の実施方法を通知する。
 - イ 開催場所 尾張旭市役所又は市内公共施設
 - ウ 出席者・発表者 応募された事業者の代表者、法人の経理担当者、施設長就任予 定者等及び保育内容の説明ができる者が出席すること。
 - エ プレゼンテーション審査の内容(1事業者30分)
 - ・プレゼンテーション(20分)

法人の運営理念、応募動機、施設所在地を選定した理由、施設整備スケジュール、 その他提出書類に記載されている内容

- ·質疑応答(10分)
- (3) 審査結果の通知・公表

審査結果は、参加者全員に対し、速やかに書面にて通知する。また、文書発送後、 参加者名および審査結果を本市ホームページに掲載し、公表する。

なお、審査の結果、不採択となったことによる応募事業者の不利益については、本 市は一切その責を負わないものとする。

また、既に進めている計画等に対する経費等に対する賠償は、一切受け付けない。

14 留意事項

- (1) 参加者は、複数の事業計画を提案することはできない。
- (2) 次のいずれかに該当するときは、失格とする。
 - ア 参加資格要件があることを確認された者が、審査結果が公表されるまでの間に4 参加資格要件に掲げる事項を満たさなくなったとき。
 - イ 提出書類に重大な不備や虚偽の記載があると認められるとき。
 - ウ 本要項の公表日から審査結果が公表される日までの間において、市こども子育て 部保育課等の職員その他関係職員に直接、間接を問わず接触したとき(本要項に定 める手続きは除く。)。
 - エ 上記の他、市が失格とすることが妥当であると判断したとき。
- (3) 最適者又は次点者に選定された場合でも、次のいずれかに該当するときは、その選定を取り消すものとする。
 - ア 施設整備の遅延、保育士等の人員確保が見込めない等の理由により、開所予定日 までに入所児童の受入れが困難であると認められるとき。

- イ 事前に市の承諾を得ずに配置計画等の提案内容を変更したとき。
- ウ 上記の他、市が選定を取り消すことが妥当であると判断したとき。
- (4) 市は、必要に応じて関係機関(官公庁、金融機関等)に問い合わせることがある。
- (5) 小規模保育事業所の整備・運営に当たっては、自治会や近隣住民に保育事業計画等の住民説明会を実施する等、自治会等の意見・要望等を受けとめ、保育事業計画等に 反映するように努めること。
- (6) 不測の事態により事業の実施が困難となった場合、募集を中止することがある。
- (7) 本募集及び開設準備に係る費用は、すべて提案者の負担とする。
- (8) 提出された書類は返却しないものとする。
- (9) 提出された参加表明書類は、参加資格の確認以外に使用しない。
- 10 提出期限以降の書類の差し替え及び再提出は、認めない。
- (11) 提出書類の著作権は、提案者に帰属する。ただし、市がプロポーザルに関する報告、公表等のために必要な場合は、提案者の承諾を得ずに提出書類の内容を無償で使用できるものとする。
- (12) 提出された提案書類等は尾張旭市情報公開条例(平成12年条例第25号)第7条 に定める非公開情報(団体の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれの ある情報など)を除き、公開の対象となる。
- (13) 事業計画書類の提出が1者のみであった場合であっても、本要項に基づき審査を実施する。
- (14) 本募集要項に定めのない事項又は疑義が生じた場合は、本市と協議し定めることとする。

15 連絡先

尾張旭市役所こども子育て部保育課

住 所: 〒488-8666

電 話:0561-76-8147

電子メール: hoiku@city.owariasahi.lg.jp

審査基準

審査項目		主な着眼点	配点	確認 箇所
① 	5世老しし マの	事業者の活動理念、活動目標及び活動内容	5	
_	事業者としての 性及び能力	事業者の経営資源(組織、財務、専門性、技術力等)	5	
週往及い配力		類似の事業実績	5	
		・施設の運営方針	5	ds
		・少人数の乳幼児保育に対する考え方	3	規規
	保育について	食事(昼食・おやつ)の提供方法	5	模 保
2	の考え方	保護者との連絡及び連携に関する考え方	5	育
事業		保護者に対する子育て支援の考え方	5	業
計		連携施設の有無	5	に関
画		安全対策に関する考え方	5	す
に	安全対策	・衛生に対する考え方	5	る事
関	女主对水	・感染症対策等に対する考え方		小規模保育事業に関する事業計画書等
する		委嘱(予定)医療機関の有無	5	計画
事	職員	配置職員確保の方法	5	書
項		職員育成の方針	5	4
	独自提案	独自提案の内容・考え方	5	
	その他	業務上必要な情報管理の考え方	5	
	て の 他	地域への事前説明・周知についての考え方	5	
(3) 描	施設整備に関す	施設整備の工程の妥当性	5	分かるもの 概要
る計		・園舎及び屋内施設整備の考え方・屋外遊技場の考え方	5	もの等が概要が
④経営管理に関す る現状及び計画		財政状況の安定性	5	没金計画書·
		収支計画の妥当性	5	収支計画書

参加表明書

年 月 日

尾張旭市長 殿

所在地名称代表者氏名

(担当者)所属氏名電話番号電子メール

尾張旭市小規模保育事業者募集に係る公募型プロポーザルに参加することを表明します。 また、本件に係る募集要項に定める参加資格要件を満たしており、本参加表明書等の記 載事項については、添付書類を含め事実と相違ないことを誓約します。

質問書

年 月 日

尾張旭市長 殿

所 在 地 名 称 代表者氏名 電話番号 電子メール

尾張旭市小規模保育事業者募集について、以下のとおり質問します。

質問事項	内容

[※] 記入欄が足りない場合は、記入欄を追加してください。

尾張旭市小規模保育事業者公募申請書

年 月 日

尾張旭市長 殿

所在地名称代表者氏名

尾張旭市小規模保育事業者の募集に関係書類を添えて応募いたします。

1 開設予定物件の状況

T 1/11/10/11	V - 10 -									
小学校区名		小学村	交区	所在地 (町名番地等						
区分		小規模保育事業A型								
定員の構成	0歳児 人、1歳児			人、2歳児 人 計				人		
最寄り駅		駅より徒歩で分								
物件(事業所部 分)の状況	階部分	居住用	(マン	/ション等)・	非居住用	(事務所	・店舗等)	一戸建		
物件面積		m²	建物の構造 造 階建					<u>+</u>		
駐車場台数	台									
耐震対応	昭和 56 年新耐震	基準で設	計 ※	耐震診断い耐震対応のうち						

2 事業者の状況

(1) 事業者の組織体制

事業者の名称				設立	左 年月日		年	月	日	
所在地										
代表者職氏名										
電話・FAX	TEL:				FAX:					
担当者職氏名										
担当者電話・FAX	TEL:				FAX:					
電子メール										
職員総数(常勤)		人			左のうち保育士資格を 有する職員数(常勤)					人
職員総数(非常勤)			左のうち保育士資格を 有する職員数(非常勤)						人	
	直近				円 (年	月	E	現在)	
	借入年度	借入先	借入金額	額	借入残高		残年数		充	当先
預金・長期借入金 等の状況										
		合計								

(2) 事業者の事業内容等

(2)	1.76 11.	F /C 1/1 /1					
事業者経歴・現在の経営状態							
事業運営の基本理念							
	所管庁の	の監査・指導検	i査等 [] 受けている		受けていない	
		文書指摘] あり □	なし		
		改善報告		〕 済み □	未		
監	1 文書指	i摘を受けてい7	ない場合は、	それが分かる	証明を添作	寸すること。	
査		查結果通知書					
				ハる場合は、そ	れが分かる	る証明を添付する	ること。
		で善報告書(直)		古にに明むと	シャナケー	のまだ八の野木目	上およ、祖 山土
	3 複数施 ること		いる場合は、	. 胆辺に用別さ	・40/ご灺設。	2か所分の監査書	身類を促出 9
	施設種別	開設年月	 名称	所在地	定員等	職員数	備考
他の							
他の経営施設							
施							
収							
	i				1		

3 設備構造等

(1) 物件の概要

物件の面積			m²	物件の位置				階
権利関係	□自己所有		□賃貸	月額賃料			円(管理費を	含む)
居室等の状況	乳児室・	ほふく室		m^2	保育室			m²
(区分した部 屋ごとに書く				m^2				m²
こと)	調理	設備		m^2	便所			m^2
	敷地内	□あ	ŋ			m²	□なし	
屋外遊技場	敷地外	(名称)		(施設から	っの距離)	m	(面積)	m²

(2) 建築物全体の概要

用途地域							
防火地域		□防火地域	□準防	5火地域	□指	定なし	
敷地面積		n	d 建築	面積			m²
階数		地上	階、地下	階、	РН	階	
構造		j	告•一部		造		
建物用途	□集合住宅	□戸建住宅	□店舗	□事務	所 □]その他()
建築年							
建築基準法上の変更		Г	7. 本人		` 本 △		
後の適合性の確認		L	□適合 ・	□不:	週 ~口		

4 職員配置計画

区分	氏名	年齢	雇用形態	態	保育士	調整状 況 (注)		
			□常勤 □扌	丰常勤	年 月取得		番号	
			□常勤 □៛	 	年	月取得	番号	
			□常勤 □៛	非常勤	年	月取得	番号	
/= -t- /			□常勤 □扌		年	月取得	番号	
保育士 (有資格者)			□常勤 □扌		年	月取得	番号	
			□常勤 □៛	非常勤	年	月取得	番号	
			□常勤 □扌	□常勤 □非常勤		月取得	番号	
			□常勤 □非	丰常勤	年	月取得	番号	
			□常勤 □非	丰常勤	年	月取得	番号	
			□常勤 □非	丰常勤				
その他			□常勤 □扌	丰常勤				
職員			□常勤 □非	丰常勤				
			□常勤 □非	丰常勤				
調理員			□常勤 □扌	丰常勤				
 测垤貝			□常勤 □扌	丰常勤				
配置予定職	員数(以下人数を	書くこ。	と)					
	常勤		卡常勤		計			
保育士 (有資格者)								
その他職員								
計								

(注)「調整状況」欄の記載方法

○: 勤務することの承諾を得ている方 △: 勤務についての承諾を得ていない方 空欄: 説明をしていない方

誓約書

尾張旭市が実施する小規模保育事業者募集の申請を行うにあたり、次の事項を誓約します。

これらが事実と相違することが判明した場合には、当該事実に関して尾張旭市が行う一切の措置について異議の申し立てを行いません。

- 1 申請書等の提出に際し、尾張旭市小規模保育事業者募集要項(以下「募集要項」という。)等、募集内容について十分に理解し、承知した上で参加します。
- 2 募集要項の「参加資格要件」等に定める必要な資格を有します。
- 3 事業者の決定に関して、尾張旭市ホームページに事業者名等の応募内容を掲載することに同意します。
- 4 尾張旭市暴力団排除条例第2条第2項に掲げる者に該当しません。
- 5 尾張旭市が本誓約書及び役員名簿等から収集した個人情報を守山警察署長へ提供することに同意します。
- 6 募集要項に基づく審査後に、申請内容に相違があった場合は、尾張旭市に書面にてその旨を通知すること、及びその内容をもって、尾張旭市の判断により、一方的に決定を取り消す場合があることに同意します。

年 月 日

尾張旭市長 殿

所在地名称代表者氏名

小規模保育事業に関する事業計画書

	+/
1	施設概要

施設区分	小規模保育事業A型
名称 (仮称)	
所在地	
定員	
開所予定日	令和7年4月1日

2	応募理由
3	保育についての考え方
(1	施設の運営方針

(2)	少人数の乳幼児保育に対する考え方
(3)	食事(昼食・おやつ)の提供方法
(3)	
_	
, ,	
(4)	保護者との連絡及び連携に関する考え方

,	5) 保護者に対する子育て支援の考え方
(6	6) 連携施設について
4	安全対策
(1	
(1	(女主対象に関する方だ力

(2)衛生に対する考え方
(3	感染症対策等に対する考え方
14) チョロ (マウ) 医体機用のごナーカル
(4	・ 委嘱(予定)医療機関の所在・名称

5	職員
(1)配置職員確保の方法
(2	別職員育成の方針
_	
6	独自提案

7	その他
(1)	業務上必要な情報管理の考え方
<u>L</u>	
(2)	地域への事前説明・周知についての考え方

資金計画書

【事業費内訳】

区分	金額	備考
施設借入費	円	
施設整備費	円	
設計費 (実施設計)	円	
管理費 (設計監理)	円	
開設準備費 (備品購入等)	円	
その他費用	円	(詳細)
計	円	

【財源内訳】

区分	金額	備考
自己資金	円	
預金	円	
贈与金	円	贈与予定者:
その他	円	(詳細)
借入金	円	借入先: ※ 借入金返済計画書を添付すること
その他	円	
計	円	

収支計画書

1 年間運営費(支出)

科目	, 令和7年度	令和8年度	令和9年度	備考(内訳等)
	17年1 千皮	17年6千/文	月和サー及	NH A (LID(A)
職員人件費				
福利厚生費				
光熱水費				
通信費				
施設管理費 (保守点検等)				
保育用消耗品費				
一般消耗品費				
給食用賄材料費				
衛生管理費 (健診費用等)				
研修費				
備品費				
事務費				
借入金の償還額				
その他(
合計				

2 財源内訳(収入)

区分	令和7年度	令和8年度	令和9年度	備考(内訳等)
市からの給付費等				公定価格に基づく
保護者からの保育料				
寄附金等				
自己資金				
その他 ()				
合計				

3 収支計画

区分	令和7年度	令和8年度	令和9年度	備考
収入				
支出				
差額				

辞退届

年 月 日

尾張旭市長 殿

所在地名称代表者氏名

(担当者)所属氏名電話番号電子メール

尾張旭市小規模保育事業者募集に係る公募型プロポーザルへの参加を下記の理由により 辞退します。

また、本件に係る情報は厳正に取り扱い、秘密を保持します。また、貴市に対して御迷惑をおかけしません。

辞退理由			